
第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 31 年 3 月 22 日 (金曜日)

議 事 日 程

平成 31 年 3 月 22 日 午前 9 時 30 分開会

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 6 号 大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
について
- 日程第 2 議案第 7 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8 号 大山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 10 号 大山町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 11 号 大山町公共下水道事業推進基金条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 7 議案第 12 号 大山町集落排水事業推進基金条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 8 議案第 13 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 14 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 15 号 大山町集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 16 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 17 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 19 号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第 14 議案第 20 号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について
- 日程第 15 議案第 21 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 16 議案第 22 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 17 議案第 23 号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 18 議案第 24 号 町道路線の認定について
(町道 小金田団地 1 号線、小金田団地 2 号線)
- 日程第 19 議案第 25 号 平成 31 年度大山町一般会計予算
- 日程第 20 議案第 26 号 平成 31 年度大山町土地取得特別会計予算

- 日程第 21 議案第 27 号 平成 31 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 28 号 平成 31 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 23 議案第 29 号 平成 31 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 30 号 平成 31 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 25 議案第 31 号 平成 31 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 26 議案第 32 号 平成 31 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 33 号 平成 31 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 34 号 平成 31 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 35 号 平成 31 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 36 号 平成 31 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 37 号 平成 31 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 38 号 平成 31 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 39 号 平成 31 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 34 議案第 53 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 35 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 36 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 37 陳情第 1 号 教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情
- 日程第 38 陳情第 2 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める陳情書
- 日程第 39 発議案第 2 号 教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書の提出について
- 日程第 40 発議案第 3 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書の提出について
- 日程第 41 議員派遣について
- 日程第 42 委員会の閉会中の継続調査について（総務常任委員会）
- 日程第 43 委員会の閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）
- 日程第 44 委員会の閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）
- 日程第 45 委員会の閉会中の継続調査について（広報常任委員会）
- 日程第 46 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	森本貴之	2番	池田幸恵
3番	門脇輝明	4番	加藤紀之
5番	大原広巳	6番	大杖正彦
7番	米本隆記	8番	大森正治
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岡田 聰	14番	野口俊明
15番	西山富三郎	16番	杉谷洋一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持田隆昌 書記 …………… 生田貴史

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹口大紀	教育長 ……………	鷲見寛幸
副町長 ……………	小谷章	教育次長……………	佐藤康隆
総務課長 ……………	野坂友晴	幼児・学校教育課長 ……………	森田典子
財務課長……………	金田茂之	社会教育課長 ……………	西尾秀道
税務課長……………	遠藤忠敏	企画課長 ……………	井上 龍
住民課長……………	山岡浩義	企画課参事 ……………	池山大司
観光課長……………	大黒辰信	こども課長 ……………	田中真弓
福祉介護課長 ……………	松田博明	水道課長 ……………	野口尚登
農林水産課長……………	末次四郎	建設課長 ……………	大前満
地籍調査課長 ……………	白石貴和	健康対策課長 ……………	後藤英紀
会計管理者……………	岡田 栄		

午前9時30分開会

開議宣言

○議長（杉谷 洋一君） おはようございます。3月定例会も、いよいよ本日が最終日となりました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議

を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第6号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第1、議案第6号 大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第6号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第7号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第2、議案第7号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、議案第8号 大山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第8号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 9 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 4、議案第 9 号 大山町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 10 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 5、議案第 10 号 大山町ふるさと応援基金条例の一部を
改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。反対討論をお願いします。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

本条例改正の理由は、目的ごとの積立金の偏りが大きくなり過ぎているためとされて
おります。確かに平成 30 年度末の寄付目的別の残高は総額が約 4 億のうち、自然環境
保護が 2 億円、目的の指定なしが 1 億円、その他が 1 億円となっております。しかし、
これはそれぞれの目的にしたがって取り崩し支出した結果であって、残高のみをもって
偏りの原因とすることは無理があると思います。

一方、平成 30 年度の積立額は、自然環境の保護は約 3,000 万円、地域福祉の向上が
約 1,000 万円、教育の振興が約 2,000 万円、目的の指定なしが約 5,000 万円などとなっ
ております。残高の大きい自然環境保護については、平成 30 年度の取り崩し額が約
600 万円でしかなく、取り崩し額の総額の約 2.5%であり、ほとんど活用されていない
と言ってもよいのではないのでしょうか。

自然環境の保護を目的として寄附をされた方は、自然豊かな大山が好きでいつまでも
守ってほしいと、こういう思いであると推察をいたします。返礼品を目的とした寄附が
あることは承知をしておりますが、大山の自然環境の保護に役立ててほしいとの純粋な
思いから、寄附された方もまた多いと考えるべきであります。この意思是尊重されなけ

ればなりません。使途の幅を広げるためという安易な条例改正は、寄附者との審議に反するものであるといわれなければならないと思います。よって、今回のこの条例改正には反対するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ちょっと休憩させてください。

午前9時37分休憩

午前9時38分再開

日程第6 議案第11号

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第6、議案第11号 大山町公共下水道事業推進基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第7、議案第12号 大山町集落排水事業推進基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第12号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数 です。

したがって、議案 第12号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 13 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第8、議案第13号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数 です。

したがって、議案 第13号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 14 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第9、議案第14号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について 討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第14号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 15 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 10、議案第 15 号 大山町集会所条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第15号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 16 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 11、議案第 16 号 大山町 放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第16号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 17 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第12、議案第17号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君 ） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一 君） 起立多数です。

したがって、議案 第17号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 19 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 13、議案第 19 号 公の施設の区域外設置に関する協議について 討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第19号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 20 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 14、議案第 20 号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約
を変更する協議について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 21 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第15、議案第21号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の
策定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 22 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第16、議案第22号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の
変更について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 23 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 17、議案第 23 号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数 です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 24 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第18、議案第24号 町道路線の認定について（町道 小金田団地1号線、小金田団地2号線）討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第24号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 25 号 ～ 日程第 33 議案第 39 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 19、議案第 25 号 平成 31 年度大山町一般会計予算から、日程第 33、議案第 39 号 平成 31 年度大山町水道事業会計予算まで、計 15 議案を一括議題とします。

平成 31 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 岡田 聰議員。

○平成 31 年度予算審査特別委員長（岡田 聰君） 平成 31 年度予算審査特別委員会報告書、平成 31 年 3 月 4 日、平成 31 年第 2 回大山町議会定例会において設置されました議員全員による、平成 31 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について審査しましたので、会議規則第 77 条の規定により、次のとおり報告いたします。

事件名、

- 議案第 25 号 平成 31 年度大山町一般会計予算
- 議案第 26 号 平成 31 年度大山町土地取得特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 31 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 31 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 31 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 31 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 31 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 31 年度大山町介護保険特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 31 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 31 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 31 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 31 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 31 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 31 年度大山町索道事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 31 年度大山町水道事業会計予算

以上の合計 15 議案です。

2. 事件の内容は、先ほど述べました平成 31 年度各会計当初予算の審査です。

3. 審査の経過及び審査の結果、付託を受けました 15 議案について、分科会方式により、平成 31 年 3 月 6 日・7 日・8 日の 3 日間審査を行うとともに、3 月 15 日全体会を委員全員で行いました。

審査の結果、付託された 15 議案すべてを可とすべきものと決しました。

4. 31 年度予算の特徴を述べます。

一般会計予算は、総額 99 億 6,000 万円で、前年度当初と比較すると 2 億 8,000 万円 (2.7%) の減となっています。

歳入では、町税収入が、15 億 7,234 万円で、対前年度比 1 億 5,352 万円、10.8% の増となっています。固定資産税に係る償却資産の増が主な要因であります。

地方交付税は、43 億 2,000 万円で、合併算定替の縮減率が 7 割から 9 割となり、対前年度比 1 億 1,000 万円、2.5% の減となっています。

町債は、大型事業の終了により、前年比 3 億 6,040 万円、35.1% 減の総額 6 億 6,740 万円となっている。

歳出では、義務的経費が、39 億 3,294 万円で、対前年度比 5,251 万円、1.4% の増となっている。

人件費が対前年度 1.5% 増となることと、平成 29 年度に借り入れた情報通信設備更新事業並びに複合商業施設建設事業などの償還開始による公債費の増が主要因としてあげ

られる。

投資的経費は、6億5,431万円で、名和陸上競技場の改修や複合商業施設の建設があった年度と比較すると2億1,224万円、24.5%の減となっている。

物件費等のその他経費は、対前年度比1億2,027万円、2.2%減の53億7,273万円となっている。

新規事業としては、こうれい上屋付多目的広場整備事業9,774万円、町内4小学校の児童用パソコン更新に2,330万円、通学路などを対象とする安心な道づくり街灯設置事業1,000万円、起業支援補助金1,000万円などが計上されている。

デマンドバス更新では、県補助金を活用し1,616万円で3台を更新し、「貨客混載」の社会実験を行う。

また、災害対策本部設置の際の技術的助言や自主防災組織の支援・育成や指導を目的とする防災監の設置、30歳代の女性を対象とした乳腺エコー検診の一部助成も計上されている。

継続事業としては、大山開山1300年祭を終え、協議会負担金2,569万円、1300年祭に伴う景観対策費の皆減でナラ枯れ駆除事業が2,950万円となり、大幅な減額となっている。

平成32年2月の策定を目指し、公共施設個別施設計画策定支援業務委託料1,500万円、地域自主組織育成支援事業では新たに3地区が自主組織を立ちあげる予定で、3,555万円を計上している。

また、放課後児童クラブの開設時間の延長、老人クラブ活動助成の要件緩和など、住民ニーズに対応した制度の見直しも図られている。

特別会計については、以下のとおりでございますが、特徴的なもののみについてのみ述べます。

平成31年度大山町国民健康保険特別会計予算では、平成31年度から、保険税における資産割を廃止するため、資産割以外の税率が変更となります。そのため基金1,000万円を取り崩し、激変を緩和する予算となっています。

平成31年度大山町水道事業会計予算では、名和第3配水池新水源調査(電気探査)業務に603万円、また年2,3回の本管断水が発生している庄内水道配水管を布設替えするための工事3,500万円などが計上されている。

新年度は新元号となる節目の年であり、また、消費税増税が予定されている年でもある。少子高齢化による人口減少対策や、高齢者福祉向上、産業振興などを目指した予算となっている。町民すべての人々が生きがいをもって暮らせる町を目指して、事業執行されたい。

5. 付帯意見、最後に次の2点を付帯意見として述べます。

(1) 平成31年度当初予算では、担当課があいまいで、審査に支障をきたす場面も見受け

られた。特に、こうれい上屋付多目的広場の整備事業では、社会教育課、企画課、財務課と担当課が段階に応じ変わったことで、どの分科会で審査すべきなのか困惑した。施設や事業の目的に沿って担当課は固定し、責任の所在は明確にされたい。

(2) 大山診療所では、長年の課題であった固定医が確保された。固定医着任の周知をしっかりと行い、地域住民のみならず多くの住民に利用してもらえる診療所としていただきたい。併せて、経営改善にも取り組まされたい。以上で報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで平成 31 年度 予算審査特別委員長の報告を終わります。これから 1 議案ごとに討論・採決を行います。

議案第 25 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 25 号 平成 31 年度大山町一般会計予算について討論を行います。討論はありますか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） 最初、反対討論を、原案に対して反対討論を許します。8 番 大森議員。

○議員（8 番 大森 正治君） 平成 31 年度大山町一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

本予算には、3 歳以上保育料の無償化、学校給食費や高校生通学費の半額助成など、子育て支援の継続をはじめ、学校教育の条件整備、健康づくりに関する事業、地域自主組織によるまちづくり事業など、町民福祉の増進や教育の推進に評価すべき施策が多くあると思っております。

しかし、町民の暮らしを守り公正公平な予算という観点からみて、評価できない施策があります。

1 つは、安倍政権が 10 月から予定している消費税 10% への増税に関連する予算です。政府の消費税増税対策の一つとしてプレミアム商品券の販売事業があります。そもそもさまざまな面からみて、消費税は増税するような環境にはありませんし、道理もありません。首相の言う景気回復とは裏腹に、景気が良くなったという実感はなく最近の景気について、後退局面に入ったとの内閣府の発表も出されています。

安倍政権になってからこの 5 年間で 1 世帯 25 万円も家計消費が落ち込み、実質賃金も 6 年間で 10 万円以上落ち込んだままです。

ですから、内閣官房参与だった経済学者からも消費税増税が極めて深刻なリスクをもたらす懸念があるという警告がなされたほどです。

さらに増税対策としてのポイント還元制度や複雑な複数税率は混乱と不公平を招くことは必至ではないでしょうか。国民にとって不利益にしかならないこのような消費税 10% への増税の政策に、加担するようなプレミアム商品券の販売事業はすべきではありません。

ません。しかも、今の通常国会でまだ決定してもいない事業予算を先取りして予算計上をするのは道理に合わないと思います。

2 つ目の評価できない施策として指摘しなければならないのは、同和問題関連事業です。私、かねてから指摘しておりますように、今や社会問題としての部落問題は、基本的に解決しているという認識にたてば、同和地区に限った特別な施策は必要ないということです。

特別な施策によって、同和地区を固定化したり、いつまでも同和地区と地区外を併存させるのではなくて、融合をはかることが同和問題の完全解決になっていくと考えます。だからこれまでずっと続けられてきている同和地区に限った施策である固定資産税の減免措置、進学奨励交付金、隣保館事業や相談事業などを見直して一般施策に移行するか、あるいは廃止するかを検討すべきであると考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 討論いたします。まず始めに、竹口町長について、就任以来、人口減少の問題に果敢に取り組み、定住対策をはじめ、町政の数々の課題に積極的に取り組んでおられますその手腕、行動力に深く敬意を表したいと思います。

新年度の予算も支出総額を 100 億円未満に抑制しながらも、あらたに企業支援補助金による産業の活性化や、安心な道づくり街灯設置事業など評価すべきことの多い予算とも思います。

しかし、前年度の職員大量採用に続き、今年度も無計画な職員採用が行われるなど、竹口町長のトップダウンにより独善的な手法に問題がないわけではありません。

竹口町長は、新年度の施政方針において、企画課内に新たに営業企画室を設けるとしていますが、町民の福祉向上という数字や形では見えにくいことを目的に事業を行う町行政のなかで、営業利益、営業成績、営業効果などとかく数字で評価されがちな営業という言葉が組織の看板に明確に示されることに、強い違和感を感じます。

行政は、時に 1,000 円の税金を徴収するために 1 万円の費用をかけることがあります。それは目先の損得よりも行政にとっては、公平であったり公正であるということが特に重要な価値であるからです。今回、唐突な営業という言葉に地方自治にとって大切な価値がいずれおろそかにされるのではないかという不安を覚えます。

また、営業企画室という新しい室の設置を新たに試みるにあたり、行政内部、職員の間で十分な議論がなされず、町長の独断で決定されることは特に問題だと考えます。

これからの行政運営に経営感覚や民間企業の手法を取り入れることは必要なことではありますが、そのためにも行政の本質を見失わない慎重さが必要であると考えます。過ぎたるがなお及ばざるがごとしという言葉があります。大山町がこれからしっかり発展していくためには、住民参画と行政職員の資質向上がかかせません。

そのためにはボトムアップによる課題解決の体制づくりが、必要であり竹口町長にはぜひそのことに正面からしっかり取り組んでいただきたいとの期待を込め、本案に反対をいたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（杉谷 洋一君） 15番 西山議員。

○議員（15番 西山 富三郎君） 賛成の討論をいたします。議会は首長サイドのパワーセンターと並ぶ、もう一つのパワーセンターであります。

首長と議会は機関競争主義の機関であり、機関競争主義を想定すれば、与党野党の関係は存在いたしません。執行機関と切磋琢磨し、政策競争をすることによってよりよい地域経営が達成できるポリシーに基づいた制度であります。

大森議員さん、失礼いたしますが、あなたはいつも同和問題に反対をなさいます。大森議員は共産党公認の議員であります。そのことは否定いたしません。しかし、共産党議員である前に、私は大山町議会議員であるというポリシーを持ってほしいと望みます。あなたの哲学と部落差別の現実に学ぶという姿勢を望んでおります。

先ほども申しておりましたけれども、同和問題はもう基本的に解決したというふうなことを言っておりますが、ご承知のように国会で、部落差別は解消していない、現存しているということで、部落差別解消推進法が制定施行されております。国民地方自治体の責務を示しています。現在はインターネットによる差別書き込みが頻繁であります。全国部落創刊を見なさい。人間が住むところに値しないという書き込みで新しい差別が牽連されています。今朝の日本海新聞にも出ていましたが、法務省や運動団体、あらゆる団体から規制をしてくださいということで、法務省も法の取り組みに示すところがあります。私ども市町村も削除をしようとしています。私は鳥取県の同和对策協議会の副会長であります。行動を起こしております。前途洋々たる師弟に地区学習会、奨学資金制度を設け、生より勝る宝なし、見合っているものはないか、人間の価値観の学習を行い、人格形成にいそしんでおります。住みよい大山町を築くために、知識と行動、心と体、人と人のつながり、地域、家庭、学校、職場、人と人との関わり、社会全体のバランス、相互作用による相互の存在を認め合うための、地区活動費、大山町人権同和对策協議会への補助金も計上されています。身体障害者、老人対策施設は、心を込めて社会的、社会的排除や摩擦から援助し、健康で文化的な生活に、つなげようという社会の構成員としつつみあう予算も計上しております。少子高齢化や人口減少、日常生活におけ

る繋がり、という現状と課題に町民の進退を受けた議員は、町民の下に立ち、心の耳を持ち、汗をかく必要があります。1300年の歴史を有する大山さんを尊び学び、誰もが人として尊ばれ、人間らしく生きることができる社会を実現しなければなりません。防災制度の実現も今、今年度新たに設置されます。安心安全なまちづくりのために画期的な出来事だと思います。大山町の将来を思い、後世のために汗をかく予算であるとして賛成討論といたします。よろしくお願いします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

反対者のお話を聞かせていただく限り、主に3つの点があったのかなと思います。プレミアム商品券のような消費税増税に関する、加担をするような予算、若しくは同和施策のような予算には反対だという意見と、竹口町長の独善的な政治手腕というか手法というかこのことに関する反対意見だったかなと思いますけれども、前期の2点については、消費税増税に関しては国の政策でございます。国の政策でも消費税増税がなされた場合、それに対応する予算を組んでなければ誰が不利益を被るのか、町民でございます。町民に不利益を被らせないようにこの予算が組まれているものと思います。

それから同和施策につきましてですが、同和施策に限りませんけれども、対象を明確に区切って政策を打つことは多々あると思います。この予算にもそのような予算が何点かあると思います。

例えば、委員長報告にもありました30歳代の女性を対象とした乳腺炎エコー検診の一部助成であるとか、そういったものは30歳代の女性でなければ当然受けることができます。そういったものに一つ一つ反対をするのか、そうではなくて、しっかり問題のある点に予算を付けていく、これは当然のことだと思います。

もう1点、町長の行政に対する事務執行手腕、本予算に反対することと、町長の手腕に反対することは別なことだというふうに思っております。

この予算を可とするにあたって、付帯意見で問題点が指摘されていますけれども、そういった部分の問題点を指摘しつつ、この予算を通すことで町長にはそういった議会から議員から、町民から慎重に事務執行をしてくれというような意見があるものだとしっかり認識していただいて31年度町民が生きがいをもって暮らせるようなまちを目指すところをしっかりと認識していただいてこの予算を私はこの予算を通すべきだと思います。

以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第25号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第 26 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第26号 平成31年度 大山町土地取得特別会計予算 について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第26号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第 27 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 27 号 平成 31 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第27号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第 28 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第28号 平成31年度大山町開拓専用水道特別会計予算につ

いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第28号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第 29 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 29 号 平成 31 年度大山町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第29号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第 30 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第30号 平成31年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第30号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第 31 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第31号 平成31年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第31号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第 32 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第32号 平成31年度大山町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第32号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第 33 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第33号 平成31年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第33号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第 34 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第34号 平成31年度 大山町公共下水道事業 特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。・

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第34号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第 35 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 35 号 平成 31 年度大山町風力発電事業特別会計予算
について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第35号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第36号 平成31年度大山町温泉事業特別会計予算について
討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 37 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 37 号 平成 31 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第37号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第 38 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第38号 平成31年度大山町索道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第38号は 委員長報告のとおり可決されました。

議案第 39 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第39号 平成31年度大山町水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第39号は 委員長報告のとおり 可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は、10時40分とします。

午前10時30分休憩

午前 10 時 40 分再開

日程第 34 議案第 53 号

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第34、議案第53号 平成30年度大山町一般会計補正予算（第14号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第53号 平成30年度大山町一般会計補正予算（第14号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、基金の運用債券のうち一部を売却したことに伴う、売却収益を基金へ積立てるため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第14号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億2,547万2,000円とするものであります。

歳入の財産収入は債券売却収入223万1,000円及び売却に伴い発生する債券運用の経過利息10万6,000円であります。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第35 諮問第1号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第35、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について、現在、4期目（H19.7.1～）であります名和地区担当金田千義さんが平成31年6月30日をもって任期満了となります。

後任につきまして大山町押平 押村克彦さんを推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

押村さんは、長年に渡り、人権・同和教育や社会教育の進展にご尽力いただき、人権

擁護に対する見識及び経験に富んでおられる方であり、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、平成 31 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 1 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、諮問第 1 号については同意することに決定しました。

日程第 36 諮問第 2 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 36、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび小西廣子さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

小西さんは、人権擁護委員として 3 期 9 年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、平成 31 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、諮問第2号については同意することに決定しました。

日程第37 陳情第1号、日程第38 陳情第2号、

○議長（杉谷 洋一君） 日程第37、陳情第1号 教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情と日程第38、陳情第2号 後期高齢者の医療費 窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情書の2件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、大杖 正彦議員。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） ただいま議題となりました陳情第1号及び第2号につきまして、教育民生常任委員会で、3月8日に委員会全員の6人で審査いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により審査結果を次のとおり報告いたします。

陳情第1号 教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情についてであります。

教育は、国家・社会の根幹であり、文部科学省が「看過できない」とした教職員の長時間過密労働は児童・生徒への教育に良い結果をもたらすとも思えません。

中央教育審議会の答申にある「1年単位の変形労働時間制」は、そもそも地方公務員法で適用除外とされており、この制度導入で長時間過密労働が解消できるとは到底思えず、長時間過密労働解消には定数改善などの抜本的な改善が必要と思われます。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情書についてであります。

少子高齢化社会において、社会保障費は増大の一途をたどっており、それを支える世代の負担も比例して大きくなっています。

70歳から74歳までの医療費窓口負担が2割化となるなか、75歳以上の方々にも、それなりのご負担を頂くこともやむを得ないのではないかという意見もありましたが、75歳以上の高齢者は収入も限られることや、医療費負担増により医療機関へのアクセス阻害をもたらす、生命の危機を招きかねないなどの意見もあり、委員会にて採決の結果、採択4、不採択1となったため、採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、陳情第1号 教職員の長時間過密労働の解消を求め

る陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 何点かお尋ねしたいと思いますけども、確かに学校の先生の長時間労働は大きな問題だと思います。解消すべきだとも思いますが、陳情の内容をみますとですね、結局そのためにこの団体が要望しておられるのは、学校の先生の抜本的な定数の改善を求めると、学校の先生を増やしてごせということが陳情の主旨のようなんですけれども、少子化が続いていくなかでですね、学校の先生を増やすその財源、どこから引っ張ってくるんだらうと、その財源について、その議論のなかでどのような考え方があったのかご説明いただきたいというふうに思いますし、学校の先生は、通常の一般の行政の公務員よりも教育での人材確保という点から給料も高いというふうに理解しています。そのようなこと人件費どう賄うかのかなということが気になります。

また仮にですね、じゃあ学校の先生増やしましょうと、国の予算だけでは賄えませんと、地方も応分の負担をしてくださいと言われた時にですね、地方は果たしてそのコストを負担できるのか、私は心配に思うんですけども、教民の議論の内容についてご説明いただきたいと思います。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大杖委員長。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） 本常任委員会では、そもそもこの議案に対してですね、国、県が主管となって取り扱う項目となっておるという結果ですね、財源の根拠についてまで議論は致しておりません。

ただ現場を推察する、あるいはいろいろな意見を聞くにあたってですね、やはり教育の内容を高めるためにこの陳情書は看過できない内容であると審議いたしました。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 学校の先生の負担を軽減するためにはですね、例えば中学校だと当たり前部活の指導をしておられたりとか様々な教育以外の事務が多いとか、いろんな部分での教員の負担を軽くしていくべきじゃないかという議論が一方ではあるかと思います。我々、学校現場でですね、このような教員が、生活が持ちませんと教員を増やしてくださいという声が上がってくるのはやむを得ないことだと思うんですけども、その主に責任を持つのが国であり都道府県とは言えですよ、行政の一旦である市町村としてですね、財源の話を見捨ててですね、教員の数を増やせばいいじゃんというの私は無責任な議論のように感じるんですけども、その辺りもっと突っ込んだ議論はなかったんでしょうか。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大杖委員長。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） お答え申し上げます。的を得た答弁になるかどうか心配ですが、一つに1年単位の変形労働時間制の内容について所管の担当者から説明を受けました。資料の内容に伴って申し上げますと、週3日あるいは4日の勤務時間を現行制度より1時間延長し8時間45分とする。夏季、冬季、春季休業期間における勤務時間を7時間45分とする。繁忙期の業務圧縮を進めつつ、7時間45分を超えざるを得ない部分について、長期間休業中に、いわゆる夏休み、冬休み等ですね、期間中の勤務時間圧縮して一定の休日を設定するとありますが、聞き及びましたところ、たとえ長期間中、休業期間中であっても、部活であったりいろいろなプログラムの作成であったり、教職員には業務の時間を短縮する余裕がないということでありました。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員、反対討論ですね。

○議員（10番 近藤 大介君） 反対討論をいたします。

先ほどの質疑も申しあげましたとおり、学校の先生の長時間の過密労働については、できるだけ速やかに解決していくべきだとは思いますが、その解決の方法が、本当に教職員の定数増という手法なののでしょうか。これから益々こどもの数が減っていく可能性があるなかで、学校の先生だけ増やす、その財源はいったい誰がどういう形で負担するのか、今回の陳情の中には、変形労働時間制のことについての反対ということもありますが、確かに変形労働時間制の問題もたくさんあるかと思いますが、結局のところ財源がないなかで、どうやって学校教育の課題を解決していくかの苦肉の策であろうかと思えます。

再現がないなか、無責任に学校の先生を増やしてくださいと私は市町村議会でとはいえず、こういった陳情を採択することははなはだ無責任な判断だと思いますので、学校現場の課題は別な形で我々も議論しながら解決の方策を見出したいと思えます。反対討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に賛成の発言を許します。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 私は賛成討論をいたします。

一般質問でも私、教職員の長時間労働解決をということで取り上げさせていただきました。まあ、それまでも近藤議員も聞いてらっしゃると思いますので、だいたい分かつ

てると思うんですが、先生たちのやっぱり長時間労働を解決するという事は、本当に喫緊の課題であります。これは認識が一致していたと思います。それは抜本的に解決するには、教職員の定数増が欠かせないというのも理解していただけるんじゃないかなと思います。

財源のことをおっしゃいました。それぞれには財源はどうするのだと。これは政策問題でして、国が当然それは政策課題として解決していくことだというふうに思うわけですが、敢えて言うならば財源は、やっぱり税金の使い方ですから、使い道をどうするかということを考えてもらうなかで、国で、当然生み出すことができるだろうというふうに思います。

いろいろと国でも国会でも、議論はされます。無駄はないのか。どの分野を無駄としてそれを削減してもっと国民の生活に密着した、教育に密着した予算にすべきかということも議論されております。

やっぱりそういう点で、国会で大いに論議していただいて、財源を見出していただくということをしなければならないと思います。

地方でそのことを云々、ということはないというふうに思います。やはりここでは、陳情者があったように今の大きな学校教育の課題を解決することによって、100年の経緯である教育、これをより素晴らしいものにしていくために必要な措置だろうというふうに思います。

よって、私はこの陳情には賛成をいたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に反対者の発言を許します。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。

○議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 私は反対の立場で討論させていただきます。

まずこの陳情ですけれども、先ほど近藤議員が言われたように、ただ単に人数を増やすだけで、それで目的が達成できるんでしょうか。

そして、仮に増やした人数、教員の数を増やしたといたしましても、その増えた教員は何を担当されるんでしょうか。頭数だけを揃えても何も解決はしないと思います。根本的には今の授業内容、その先生がもたれる、受け持ちをきちっと明確にする必要があるのではないかというふうに考えております。

それからもう1点、この陳情ですが、我が大山町に照らし合わせまして、私はこの町内から教職員の方々が過密労働しているというふうな話を教育委員会からも聞いたことがございません。

陳情である限りは、私たちが判断するのは、この大山町に於いて、その現場がどうなのか、照らし合わせて判断すべきだというふうに思います。ただ一方的に、ただ定数を増やすというこの陳情につきましては、私は反対とさせていただきます。

〔「教育委員会の意見も聞いたよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 静粛に。

次に、委員長報告に賛成の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ次に、委員長報告に反対の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 私は委員長報告に反対の立場で話をさせていただきます。

いつぞやもお話をさせていただきました。我々の教科書とも言える議員必携でございますが、議員必携の278ページを当然のように議員の皆さんはご覧になっていると思います。そこにはですね、請願の採択にあたっての基準というのが書かれています。陳情というのでも請願に準じて審査をするべきものだというふうに私は認識しておりますが、一般的には、懇意が妥当であるか、実現の可能性があるか、さらには町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか等が基準の判断とされているとあります。

その上でですね、結びの部分になりますけれども、懇意が妥当性を欠き、実現の可能性のないもの、あるいは町村行政なり議会の権限に属しない事項に係るものは、不採択とするほかないと教科書に書かれています。

今回の陳情ですけれども、町、我が大山町の問題だけの話ではありません。国全体の問題でございます。確かに、大山町としても該当する部分はあるかと思えます。しかしながらですね、大山町が声をあげることで若しくは行動することで、即座に実現可能なものとは言えません。であるならば、本陳情は不採択とするしかないというふうに思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に賛成の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ次に、委員長報告に反対の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に賛成の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号は、採択とすることに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから、陳情第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 社会保障費が増加するなか、応分の負担増もやむを得ないのではないかという意見もあったがということですが、今回原則1割を仮にですよ、続けていった場合、国としての社会保障の推計というか、財政の推計上がどうなっていくのかという部分は委員会のなかでは議論されましたでしょうか。

○議長（杉谷 洋一君） 答弁を大杖委員長。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大杖委員長。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） お答えします。我々委員会の中では、内容を議論いたしまして、財源の先行きのことまで詳しく議論はしていません。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 少子高齢化がこれからまだまだ進んでいくなかで、社会保障の在り方はどうあるべきか、本当に日本全体国民皆さんが、町民みんながこれからさらに考えていかなければならない課題だと思うんですけども、その中で責任ある立場である議員の我々が財源のことを考えずに医療費のことを議論するのはあり得ないと個人的には考えておるんですけども、財源の議論はなかったということですが、大杖委員長の個人的な見解でも構いませんけれども、今、医療費は年間42兆円ぐらいだそうです。近年だいたい毎年1兆円ぐらいずつこの医療費は増えていってるようですが、で、仮にこのまま増えていく場合ですね、今の保険料では賄えないとした場合に、その財源不足はどういう形で負担すべきなんでしょうか。

他の様々な事業に使う国の予算を削って、医療費に充当するのがいいのか、それとも医療費の、まあ健康保険ですね、健康保険の保険料を引き上げることによって、財源不足を賄うべきなのか、個人的にどのようにすべきだとお考えですか。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大杖委員長。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） 個人的な意見としてでもいいということですが、

私自身この問題についてはうといほうでの確な答弁ができるとは思えませんが、現状です、後期高齢者の方でも高所得の方は75歳以上で3割負担も現状続いているということもあります。今後です、こういった所得に応じた体制で増え続ける高齢者の対応にいろいろ答えていくべきだなというのが、私の個人的な考えでございます。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 陳情のなかでは、後期高齢者は、年金収入の方がほとんどで、収入が少ないというような指摘がありました。実際そうだろうと思います。75歳が過ぎて所得の多い人は早々あるわけではないと。そういったなかで今の杖委員長は、所得がある人が、保険料を負担すればいいというふうにおっしゃったわけですが、となると現役世代は、さらにこの増える医療費を負担すべきだということになるわけですが、そういう理解でよろしいわけですか。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大杖委員長。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） お答えいたします。現役世代の費用負担あるいは保険料につきましては、今後国のほうが、全体の保険制度、社会保障制度を鑑みてです、決めていかれることだと私は考えております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 委員長報告に反対ですね。じゃあ、3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも保険というものは、互助の精神に基づいて設けられている制度だと理解しております。つまり、費用を負担する能力のある人は、それぞれの能力に応じた額を負担し、集められた資金を基に必要に応じて分配されるものでございます。

後期高齢者医療制度は、段階の世代が順次75歳に到達することや、人口減少により、給付の増大が見込まれております。窓口負担の2割化の検討は、若年層の人口が減少するなかで、給付に必要な費用の一部を給付を受けられる世代の方にも負担をお願いしなければならないという状況になったものと理解をいたします。こうした状況を考えると、現在2割負担をしておられる75歳未満の方に、75歳以上になっても引き続き2割負担をお願いすることは無理もないものと思われま。

また、75歳に到達された方から順次適用されるなど激変緩和の措置も取られるものと思っております。現役並みの所得のある方は、現在でも窓口負担は3割ですし、住民税非課

税世帯など、低所得者の方は引き続き、1割負担とされています。

75歳未満で窓口負担2割の方たちの生活が厳しく、医療費の負担が大きいので、75歳以上になったら1割にするというのであれば、75歳未満の負担割合を検討すべきでございませう。

また、原則1割負担を継続することは、若年層に大きな負担を押し付けることになると思われませうので、2割化で応分の負担をすることはやむを得ないものと考えませう。

したがって負担を先送りにする意味の含まれるこの陳情は不採択とすべきだと思いません。以上で討論を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に賛成の発言を許します。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口議員。

○議員（9番 野口 昌作君） 75歳以上、私も75歳を超えませう。そういうことでございませう、これには非常に興味を持つわけございませうけれども、この前、医療を受けにいきましたところが、私は3割負担ということでございませうして、3割負担をしております。そういうことでございませう、私も1割でないかという具合に最初思ったですども3割でございませうましたが、やはり考えてみますとございませう、やはり考えてみますとございませう、日本の国は国民皆保険でございませう、皆さんが医療費の助成を受けているわけございませうが、そういうなかでやっぱり住みやすい、そして医療についても受けやすいというような形になってございませうして、本当に高齢者でございませうでもございませう、医者に行って病院にございませういってございませう、定額の負担でなんとか生き延びる、そしてこの高齢者、やはり足がなかなか病院に行くだけでも大変でございませうから、そういう大変ななかでございませう、医療費をまた負担しなければいけないうことになればございませう、それは足が遠のいてしまいうと、そういうような形で日本人の寿命に影響してきますし、やはり高齢者の方、これまででございませう、本当に一生懸命働いて来られてございませう、私たちが育てて来られた方らにはございませう、やはり低額の1割ぐらいのございませう、負担をしてもらいながら医療費を安く、安くして長生きしていただいてというぐあいに思ったりするところございませうして、財源の問題があるわけございませうけれども、財源につきませうしてございませう、国民健康保険税等の計算のなかでもいろいろな方法がございませうしてございませう。低所得者についてはございませう、非常に保険税の減免と言いますか、負担が少なくなっております。そういうようなことでもございませう、少しずつでも解消するような方向でもあるかと思ひませうけれども、国のほうもございませう、そういうことに眼を向けて、やはり財源についても考えていただきながら、高齢者の1割負担を転じていただきたいというぐあいに思ひませう、この陳情に対して賛成の立場でございませう。

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に反対者の発言を許します。以上でございませう。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 私はこの陳情に反対の立場で討論をさせていただきますが、先ほどの陳情1号と同じ話が、元々ありますけれども、いくらその教科書に書いてあることに従えば、不採択とするしかないと申し上げてもどうもご理解いただけないようなので、ちょっと内容についてお話をさせていただこうかなと思います。

社会保障費の負担が重くのしかかることでですね、若い世代にとっては非常に住みづらい国へとようになってきていると思います。ならばこそ、出生率は、低下をたどっているわけですし、結婚しない若い世代もどんどん増えていると、そういった時代の中ですね、税金の使い道として、高齢者に使うのか、若い世代に使うのか、そういったバランスをしっかりと考えていくべきだというふうに思います。

門脇議員が仰られたようなことがですね、正しい考え方なのかと、私若い世代からすればそのように思いますけれども、そういったなかで、社会保障費、暮らしが大変なのは、高齢者だけではございません。若い世代も以前と比べれば、賃金が上昇するわけでもなく、正規の職員が終身雇用が当たり前の時代でもございません。そういった中で、全ての国民にとって暮らしやすいわけではございませんので、高齢者だけが負担から逃れられるようなこの陳情内容にはですね、私は反対をいたしたいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 賛成の立場で討論をします。

5年前の資料ですけれども、後期高齢者の年金収入の現状をみてみますと、平均で127万円が収入だと。そして基礎年金満額の80万円以下の高齢者というのが、約4割を占めているというデータがあります。本当に大変な状況です。後期高齢者は。この現状のなかで、年金だけしか収入のない高齢者にとっては、年金の減少や負担の増加は痛手が大きくて医療費の窓口負担が1割から2割になることは大きな痛手になることは必至です。

ですから、経済的困難者が多い後期高齢者に対して医療費の2割負担を強いることは受診のてびかえを招きます。それが病状の悪化につながる危険性をもってきます。

正に金の切れ目が命の切れ目になってしまうのではないのでしょうか。高齢者は早く死ねと言わんばかりの医療費の2割負担化、絶対にすべきではなく、少なくとも1割負担の継続を求めることは、当然であろうというふうに私は思います。若い世代に負担が掛かるという議論がありましたけれども、そういう世代間競争というか争いのことではないと思います。これも先ほどらい出てきております。財源論にいきつくと思うんですが、結局は、税金をどう使うかということだろうと思います。何に使うのか、いうことになると思います。

しっかりここを我々は考えなきゃいけないし、また国会で国会議員の皆さんには議論

してほしいと思うところです。その財源として、税金の使い方もありますが、集め方というのとも思います。つまり歳入ですよ。これについてあまり議論されないのが、我々は消費税等たくさん税金を払っているわけですが、富裕層と言われる人たち、あるいは大企業、かなりゆとりがあるわけですが、ここに応分の負担が今いってないと。だから今の経済のなかで格差が非常に拡大しているということが言われております。ですからそういうところに応分の負担を求めれば、4兆5兆の財源があるという議論もあるわけです。もっとこのへんを国会でしっかり論議していただいて、そういう税金の集め方を本当に公平になるように、しっかりある人には出していただく。それなりの風を求める、ここに一つの大きな解決策があるんじゃないかなというふうに思います。

それから解決、これは解決できるかどうかという議論もありましたけども、国政で論じることかもしれないけども、大いにこれは我々町民、住民に関わることで、我々が当然議論するのは当たり前ですし、実現不可能かどうかというのは、何を基準にするのか。ここでとてもそれは無理だと。国は今の国の現状では無理だというふうに結論づけるのは余りにも乱暴な言い方ではないかというふうに思います。

実現ができるようにこういうふうに陳情を出していくわけです。各自治体から大きな世論として巻き起こっていけば、それは実現可能ということもあり得るわけですから、その点についても私はこの陳情については賛成すべきだと、採択すべきだというふうに思います。以上、賛成討論といたします

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（13番 岡田 聡君） 議長、13番。

○議長（杉谷 洋一君） 13番、岡田議員。

○議員（13番 岡田 聡君） 私は賛成の立場で討論いたします。

陳情書の中にもございますように、後期高齢者は、戦中、戦後の苦難をくぐり、日本社会の復興、経済発展に寄与した世代でございます。この間、毎年、公的年金の受給力が減少するなどの影響もあり、その経済的、困難は深刻だということです。一人暮らしの高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の27%が貧困状態にあるという状況のようでございます。私は決して75歳以上が全てが1割にしろとは言っておりません。この27%、5割に満たない人たちのために、1%を、1割負担を確保すべきだと考えております。そうしないと少々体が悪くても、悪くなくても、医者に掛かるのを控えるというようなことで、逆に医療費が上がるような逆効果になる恐れもございます。ちなみに、75歳以上でも、3割負担は、結構、3割負担の人も結構いますので、誤解のないようにしていただきたい。終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論はこれでなしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

日程第39 発議案第2号、日程第40 発議案第3号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第39、発議案第2号 教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書の提出についてと日程第40、発議案第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書の提出についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長、大杖 正彦議員。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） ただいま議題となりました、発議案第2号及び第3号について提案理由のご説明をいたします。

まず、発議案第2号 教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書の提出についてであります。

平成31年3月1日 教育民生常任委員会に付託されました陳情第1号 教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書、1月25日に開催された中教審総会は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申(以下「答申」)をまとめ、文部科学大臣に提出した。

文部科学省が「看過できない」とした教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠である。「答申」で示された「一年単位の変形労働時間制」の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念される。さらに児童・生徒の授業時間等の増加にもつながりかねない。

すべての子どもたちや教職員がゆとりをもって学校生活や教育活動を進めることができるよう願うものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

記、1. 教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。

2. 1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。

以上、平成31年3月22日鳥取県大山町議会。

宛先は内閣総理大臣、文部科学大臣です。以上で発議案第2号の提案理由の説明を終わります。

続きまして・・・〔発言者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 続けてやってください。このあとでやりますので。最後に一つずつやりますので。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） ご理解いただけましたか。続けてよろしいでしょうか。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大杖議員。

○教育民生常任委員長（大杖 正彦君） 続きまして、発議案第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書の提出についての提案理由のご説明をいたします。

平成31年3月1日 教育民生常任委員会に付託されました陳情第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情書につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書。

後期高齢者医療(75歳以上)の医療費窓口負担を現行1割から2割にする負担増が、内閣府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で審議されてきました。このほど厚生労働省の社会保障制度審議会でも議論にのぼり、日本医師会、全国老人クラブ連合会、全国市長会のメンバーから、反対意見や慎重意見があいついでいます。

後期高齢者は、戦中・戦後の苦難をくぐり、日本社会の復興、経済発展に寄与してきた世代であります。この間毎年、公的年金の受給額が減少するなどの影響もあり、その経済的困難は深刻であります。ひとり暮らしの高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の27%が貧困状態にあります。

75歳以上の医療費負担の2割化は、医療機関へのアクセスを阻害し、高齢者の命を脅かす制度見直しになりかねない。

そのため、国においては、75歳以上の後期高齢者医療費窓口負担は、原則1割を継続するよう、要望するものであります。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成31年3月22日 鳥取県大山町議会

宛先は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣です。

以上で、発議案第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、発議案第2号 教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。反対討論。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。反対討論ですね。

○議員（4番 加藤 紀之君） 私はこの意見書に反対の立場でお話をさせていただきます。

先ほど委員長がお読みになられました主旨の部分、全ての子どもたちや教職員がゆとりを持って学校生活や教育活動を進めることができるよう願うものであるまではなるほど素晴らしいなと思って聞きました。

しかしながらですね、1番と2番で要望していることがございます。2番の1年単位の變形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと、これは非常に大事なことだというふうに思います。

ただ、1番陳情を出された方が望まれている部分は1番の点だと思います。教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うことと書かれてますが、そのことが直接的に教職員の長時間過密労働の解消に向かうのかどうかという保障もございません。

先ほど委員会のなかのどんなやりとりがあったのかということをお聞かせいただいたなかでも、じゃあ教職員が増員されれば問題が解決するのかと言った部分で議論されたような形跡はどうもなかったように思います。

そういった部分でですね、教職員の長時間過密労働の解消を要望する、若しくは提案する意見書であるならば、2番の1年単位の變形労働時間制を学校現場に持ち込まないことだけで、意見書を出すべきだと思います。

したがって、この意見書については、私は反対をさせていただきたいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に委員長報告に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） これで討論を終わります。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉谷 洋一君） これから、発議案第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書の提出について質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、発議案第3号は、否決されました。

日程第41 議員派遣について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第41、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、5月18日に、鳥取県立布勢総合運動公園で開催される「第30回 全国みどりの愛護のつどい」に、吉原 美智恵議員を、5月28日から29日に東京都で開催される、平成31年度全国町村議会議長・副議長研修会に、吉原 美智恵議員を、派遣するもの。そして、4月から5月に行う予定の、議会主催の「議員と語る会」に全議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第42～日程第46 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第42、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第46、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計5件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第75条の規定により、お手

元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。
会議を閉じます。

平成 31 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますのでご起立下さい。 一同互いに礼。

午前 11 時 44 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 近藤 大介

署名議員 西尾 寿博